

# さいたま市告示一覧

（ 令和2年4月16日から  
同月30日まで ）

## 【目次】

- |       |                               |                              |
|-------|-------------------------------|------------------------------|
| 第660号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】       |
| 第661号 | 開発行為に関する工事の完了                 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】       |
| 第662号 | 特定計量器定期検査の実施                  | 【経済局商工観光部経済政策課】              |
| 第663号 | 認可地縁団体の告示事項の変更の届出             | 【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】          |
| 第664号 | 認可地縁団体の告示事項の変更の届出             | 【緑区役所区民生活部コミュニティ課】           |
| 第665号 | さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示       | 【経済局商工観光部経済政策課】              |
| 第666号 | 動物の収容                         | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】       |
| 第667号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の辞退の届出     | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第668号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出       | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第669号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の辞退の届出       | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第670号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第671号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第672号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第673号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の辞退の届出        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第674号 | 市が実施する一般競争入札                  | 【教育委員会事務局学校教育部指導1課】          |
| 第676号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】            |
| 第677号 | 農業委員会定期総会開催の件                 | 【経済局農業政策部農業政策課】              |
| 第678号 | 放置自転車等の撤去及び保管                 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

第679号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第680号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第681号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第682号	屋外広告物の保管	【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
第683号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第684号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第685号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
第686号	告示した事項の訂正	【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
第687号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第688号	指定緑地の解除	【都市局都市計画部みどり推進課】
第689号	大規模小売店舗の変更の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第690号	大規模小売店舗の変更の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第691号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第692号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
第693号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【北区役所区民生活部コミュニティ課】
第694号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【西区役所区民生活部コミュニティ課】
第695号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第696号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第697号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第698号	放置自転車等の撤去及び保管	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
第699号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

第701号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第702号	議会の招集	【総務局総務部総務課】
第703号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第704号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第705号	市が実施する一般競争入札	【市長公室広聴課】
第706号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第707号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第708号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室】
第709号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第710号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第711号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部情報政策部】
第712号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部情報政策部】
第713号	市が実施する一般競争入札	【財政局財政部財政課】
第714号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第715号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第716号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第717号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請	【スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館】
第718号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【西区役所区民生活部コミュニティ課】
第719号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【西区役所区民生活部コミュニティ課】
第720号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第721号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

- 第722号 農用地利用集積計画を定めた件  
【経済局農業政策部農業政策課】
- 第723号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定  
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第724号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第725号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第726号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第727号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第728号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第729号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第730号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出  
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第731号 市が実施する一般競争入札  
【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
- 第732号 さいたま都市計画地区計画の変更  
【都市局都市計画部都市計画課】
- 第733号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第734号 開発行為に関する工事の完了  
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

**さいたま市告示第660号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字村国字屋敷前660番3、660番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年6月25日

第開 - N2019032号

4 検査済証番号

令和2年4月15日

第完 - N2019032号

**さいたま市告示第661号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区日進町三丁目566番1、566番3、566番4、566番5、567番4、567番5、567番6、568番3、568番4、568番5、569番1、569番2、569番3、570番1、570番3、570番4、570番5、571番2、571番4、572番1、572番3、572番4、573番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

3 許可番号

令和2年3月13日

第変-N2019113号

4 検査済証番号

令和2年4月15日

第完-N2019113号

**さいたま市告示第662号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器  
質量計（ひょう量が500kg以下の電気式はかり及び機械式はかり）
- 2 区 域  
さいたま市内全域
- 3 期 日  
令和2年5月18日から令和3年3月31日まで
- 4 場 所  
計量器の所在場所若しくは計量検査所が指定する場所

**さいたま市告示第663号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

南鳳台自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

(3) 規 約 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。会長連続任期は3年とする

3 変更年月日

令和2年4月5日



**さいたま市告示第664号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 高畑自治協力会

2 変更した事項

- ・ 代表者の氏名及び住所（省略）

3 変更年月日

- ・ 令和2年3月29日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第665号**

さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

## さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示

さいたま市中小企業融資要綱（平成30年さいたま市告示第448号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(制度融資の種類) 第4条 この告示に基づく融資（以下「制度融資」という。）の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] <u>(8) 臨時的な措置として別に定める融資</u>	(制度融資の種類) 第4条 この告示に基づく融資（以下「制度融資」という。）の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略]

### 附 則

この告示は、令和2年4月17日から施行する。

さいたま市告示第666号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年4月21日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 15日	猫	桜区西堀	雑種	メス	黒茶	8~12歳	無	負傷動物 右耳Vカット有

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第667号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第668号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

(別紙)

変更の届出のあった医療機関

医療機関の名称	住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
セイムスどれみ薬局	さいたま市緑区 原山3-17-14	医療機関等の名称の変更	どれみ薬局	セイムスどれみ薬局	令和2年3月16日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション大和田	さいたま市見沼区 大和田町2-1379	医療機関等の所在地の変更	さいたま市見沼区 大和田町2-1656キャッスル島村101	さいたま市見沼区 大和田町2-1379	令和元年11月9日

**さいたま市告示第669号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成・更生）の開設者から次のとおり辞退の届出があったので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305



(別紙)

辞退した医療機関

医療機関の名称	住所	医療の種別	担当する医療	辞退年月日
ハルビ薬局	さいたま市北区宮原 町3-570メゾン ・ド・レイ1F	育成医療・更生医 療	薬局	令和2年3月31日

**さいたま市告示第670号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第671号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第672号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第673号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和2年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

辞退した医療機関

指定医療機関名	住所	辞退年月日
有限会社トミヤ薬局	さいたま市浦和区高砂2-6-1	令和2年3月31日
ハルビ薬局	さいたま市北区宮原町3-570メ ゾン・ド・レイ1F	令和2年3月31日

## さいたま市告示第674号

さいたま市「グローバル・スタディ」中学校カリキュラム等改訂業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市「グローバル・スタディ」中学校カリキュラム等改訂業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和2年6月8日から令和3年3月26日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間に英語学習及び指導に係る事業の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

(5) 国又は地方自治体において、小・中学校の児童生徒向けテキストやそれに相当するものを制作した実績を有する者であること。

(6) 国の英語教育の動向を理解し、小・中学校の英語教育に関する高い専門性を有している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課  
担当 国際教育係 電話 048（829）1662

(2) 交付期間

告示の日から令和2年5月14日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月21日（木）午後1時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る



課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(3) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課指導1課

電話 048(829)1662 FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第676号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区榎引町一丁目455番地
- (2) 氏名 理光建設株式会社 代表取締役 大谷 博

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区今羽町428番3
- (2) 指定の年月日 令和2年4月16日
- (3) 指定の番号 第北20-003号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 34.32m

さいたま市告示第677号

令和2年度第1回さいたま市農業委員会定期総会を下記のとおり開催する。

令和2年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 日 時 令和2年5月1日(金) 午前9時30分
- 2 会 場 ときわ会館5階 大ホール
- 3 議 事
  - (1) 仮議席の指定
  - (2) 会長の互選
  - (3) 議席の指定
  - (4) 議事録署名委員の指名
  - (5) 会長職務代理者の互選
  - (6) 月例総会議長の指名
  - (7) 広報委員の選出
  - (8) 研修委員の選出
  - (9) 農地利用最適化推進委員の選任
  - (10) 農業委員の担当区域
- 4 諸報告

さいたま市告示第678号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 4月10日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 63台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/06	東浦和駅	埼玉県警16-6123103	VF5H02536		
2020/04/06	南浦和駅西口	新宿F-11460	HBT9NG0033		
2020/04/06	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7246867	FC6L22138		
2020/04/07	東浦和駅	埼玉県警14-4034076	STMHA08158		
2020/04/07	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193284167	F180971239		
2020/04/07	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7024379	H6J20179		
2020/04/07	武蔵浦和駅	不明	PM50705949		
2020/04/08	東浦和駅	埼玉県警19-192303788	A18AD07018		
2020/04/08	武蔵浦和駅	埼玉県警11-1311504	1E80121		
2020/04/09	南浦和駅東口	埼玉県警17-7313592	SB614420		
2020/04/09	南浦和駅東口	埼玉県警97-7078986	69A6624		
2020/04/09	南浦和駅東口	埼玉県警18-8414115	V180711631		
2020/04/09	南浦和駅西口	埼玉県警04-4119324	M4A12832		
2020/04/09	武蔵浦和駅	板橋F-97369	V131220487		
2020/04/09	武蔵浦和駅	埼玉県警19-191788060	F190485038		
2020/04/09	武蔵浦和駅	新宿D-98521	B4D79604		
2020/04/09	西浦和駅	埼玉県警19-192436192	F190387106		
2020/04/09	西浦和駅	埼玉県警19-192018714	G8A01228		
2020/04/10	東浦和駅	埼玉県警10-0605065	H1D69287		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/06	大宮駅東口	埼玉県警05-5428344	K5DK001562		
2020/04/06	大宮駅東口	埼玉県警16-600192?	SB503674		
2020/04/06	東大宮駅西口	埼玉県警17-7316497	S7D370304		
2020/04/06	日進駅	埼玉県警17-7511756	A17AX22736		
2020/04/07	大宮駅東口	埼玉県警17-7000249	LY16G11084		
2020/04/07	東大宮駅西口	埼玉県警17-7210416	A17AA35896		
2020/04/07	鉄道博物館駅	埼玉県警12-2207734	H6D14308		
2020/04/07	今羽駅	埼玉県警16-6335014	SQD128773		
2020/04/08	大宮駅東口	埼玉県警18-8285776	SSE360195		
2020/04/08	大宮駅西口	埼玉県警13-3373957	S3D18875		
2020/04/08	大宮駅西口	山口県警府-073147	A16AD05245		
2020/04/09	大宮駅東口	埼玉県警19-194217226	STSEF04765		
2020/04/09	大宮駅西口	埼玉県警12-2379918	002017?8		
2020/04/09	大和田駅	埼玉県警17-7444194	TSX130300116		
2020/04/10	大宮駅東口	埼玉県警16-6095991	GF6D89004		
2020/04/10	大宮駅西口	埼玉県警19-192380782	SSL314936		
2020/04/10	日進駅	埼玉県警19-191264061	CS81006464		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/06	浦和駅東口	埼玉県警13-3567206	130828286		
2020/04/06	北浦和駅西口	埼玉県警12-2018896	B1L38432		
2020/04/06	北浦和駅西口	埼玉県警16-6478675	A16AE10231		
2020/04/06	中浦和駅	埼玉県警13-3076896	GA3E66260		
2020/04/06	与野本町駅	埼玉県警18-8384354	A18AB02174		
2020/04/06	与野本町駅	埼玉県警16-6392280	SQC036292		
2020/04/07	浦和駅東口	埼玉県警19-192481260	V190308145		
2020/04/07	浦和駅西口	埼玉県警18-8523233	VF18I00638		
2020/04/07	浦和駅西口	埼玉県警19-194867999	SNTH04482		
2020/04/07	北与野駅	不明	GF4C62004		
2020/04/07	与野本町駅	埼玉県警17-7500049	S7I114328		
2020/04/08	浦和駅西口	埼玉県警13-3141802	B1B22966		
2020/04/08	浦和駅西口	埼玉県警19-194227426	A19PA30437		
2020/04/08	北浦和駅東口	埼玉県警14-4536184	SOH021120		
2020/04/08	与野駅西口	藤沢0504292	A15MJ11730		
2020/04/08	南与野駅	不明	V190125279		
2020/04/08	南与野駅	埼玉県警17-7220716	A17AA84594		
2020/04/09	北浦和駅東口	埼玉県警19-19100????	G191G59467		
2020/04/09	北浦和駅東口	埼玉県警19-190169987	B7F60075		
2020/04/09	北浦和駅西口	愛知県警15-ナ-14467	KG3L07956		
2020/04/09	北浦和駅西口	埼玉県警19-190163490	B8G74435		
2020/04/10	新都心駅西口	埼玉県警18-8217525	ZY8C061613		
2020/04/10	与野本町駅	埼玉県警15-5307339	STNJA16873		



# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/09	岩槻駅	埼玉県警12-2312423	F120361155		
2020/04/09	岩槻駅	不明	S7B035594		
2020/04/10	岩槻駅	埼玉県警07-7015236	G72G52188		

合計: 62台

## 保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	4月10日	浦和駅西口	なし	ヤマハメイト	白/緑	吉野原保管所	UA04J-063800

## さいたま市告示第679号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R2市道30512号線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定

めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事

ごとに別に定める。

- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	02-4365-15	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	道路修繕工事（R2市道30512号線）	
工事場所	さいたま市北区吉野町2丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで	
概要	延長324m 幅員8.0m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ（平均切削厚t=12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2560㎡ 路面切削（平均切削厚t=5cm）94㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2660㎡ 区画線工【昼間】1077m	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年4月30日（木）午前9時から 令和2年5月7日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月8日（金）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月12日（火）午後1時50分	
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—



さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月20日（月）から							
	質問受付期間	令和2年4月20日（月）午前9時から 令和2年4月28日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年5月7日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-4459-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道場三室線2工区電線共同溝工事（R1）								
工事場所	さいたま市桜区中島1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで								
概要	延長77m 開削土工一式 管路延長130m 特殊部（N-13、14、S-13）3基 仮設土工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年4月30日（木）午前9時から 令和2年5月7日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年5月8日（金）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月12日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月20日（月）から							
	質問受付期間	令和2年4月20日（月）午前9時から 令和2年4月28日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年5月7日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当</li> </ul>								

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

	する。	
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	02-4456-7	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	南浦和陸橋耐震補強及び補修工事その5	
工事場所	さいたま市南区文蔵1丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和2年12月28日まで	
概要	耐震補強工一式 P5橋脚（P4側）炭素繊維シート補強工120.3㎡（P6側） あと施工せん断補強工308本 P8橋脚（P7側）落橋防止システム 緩衝チェーン3組 縦型緩衝ピン4組 横変位拘束構造2組 上部工補修工一式 A2側階段 補修塗装4.4㎡ 仮設工一式	
予定価格（税込）	64,911,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月12日（火）午前9時から 令和2年5月14日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月15日（金）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月19日（火）午後1時30分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、見沼区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月20日（月）から
	質問受付期間	令和2年4月20日（月）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年5月14日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有	
その他	—	
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	

さいたま市告示第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区駒場一丁目1534番1、1534番2、1534番7、1534番8、1534番9、1534番10、1535番1、1535番8、1536番2、1536番8、1542番1、1542番2、1542番6、1542番7、1542番8、1542番9、1543番2、1543番9、1543番10、1543番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区南本町二丁目2番2号

株式会社永大 代表取締役 永森 勝

3 許可番号

令和元年8月27日

第 開 - S 2 0 1 9 0 3 6 号

4 検査済証番号

令和2年4月17日

第 完 - S 2 0 1 9 0 3 6 号

**さいたま市告示第681号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 国民健康保険税（普徴） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第682号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- |         |           |
|---------|-----------|
| (1) はり札 | 1 3 7 7 枚 |
| (2) 立看板 | 2 2 枚     |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時  
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係 |
| (2) 電話 | 0 4 8 ( 8 4 0 ) 6 1 7 8        |

# 広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和2年4月20日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	緑区	はり札	63	令和2年2月4日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月4日	17時00分	
2	桜区	はり札	62	令和2年2月7日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月7日	17時00分	
3	南区	はり札	320	令和2年2月13日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月13日	17時00分	
4	南区	立看板	13	令和2年2月13日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月13日	17時00分	
5	南区	はり札	67	令和2年2月14日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月14日	17時00分	
6	中央区	はり札	3	令和2年2月18日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月18日	17時00分	
7	浦和区	はり札	79	令和2年2月18日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月18日	17時00分	
8	浦和区	はり札	21	令和2年2月21日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月21日	17時00分	
9	桜区	はり札	34	令和2年2月21日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月21日	17時00分	
10	南区	はり札	63	令和2年2月25日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月25日	17時00分	
11	南区	はり札	2	令和2年2月27日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月27日	17時00分	
12	浦和区	はり札	10	令和2年2月27日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月27日	17時00分	
13	浦和区	立看板	2	令和2年2月27日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月27日	17時00分	
14	中央区	はり札	60	令和2年2月28日	8時30分 から 17時00分	令和2年2月28日	17時00分	
15	緑区	はり札	70	令和2年3月3日	8時30分 から 17時00分	令和2年3月3日	17時00分	
16	浦和区	はり札	2	令和2年3月5日	18時00分 から 18時10分	令和2年3月5日	18時30分	
17	桜区	はり札	71	令和2年3月6日	8時30分 から 17時00分	令和2年3月6日	17時00分	
18	浦和区	はり札	70	令和2年3月10日	8時30分 から 17時00分	令和2年3月10日	17時00分	
19	浦和区	はり札	69	令和2年3月13日	8時30分 から 17時00分	令和2年3月13日	17時00分	
20	南区	はり札	311	令和2年3月19日	8時30分 から 17時00分	令和2年3月19日	17時00分	



**さいたま市告示第683号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区今羽町388番1、388番2、388番3、388番4、388番5、388番6、  
388番7、388番8、388番9、388番10、388番11、388番12、388番13、  
388番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

（省略）

3 許可番号

令和2年 3月 4日  
第変2N29150号

4 検査済証番号

令和2年 4月17日  
第完-N29150号



**さいたま市告示第684号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税 督促状
- ・ 固定資産課税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

督促状

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

**さいたま市告示第685号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

大谷第四自治会

2 変更した事項

(4) 代表者 （省略）

(5) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和2年4月12日

さいたま市告示第686号

令和元年5月14日付けさいたま市告示第57号について、次のように訂正する。

令和2年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

正	誤
1 名称 南鳳台自治会	1 名称 大谷第四自治会

**さいたま市告示第687号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市桜区大字宿字宮前107番4、107番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和元年6月21日  
第 開 - S 2 0 1 9 0 1 5 号
- 4 検査済証番号  
令和2年4月20日  
第 完 - S 2 0 1 9 0 1 5 号

**さいたま市告示第688号**

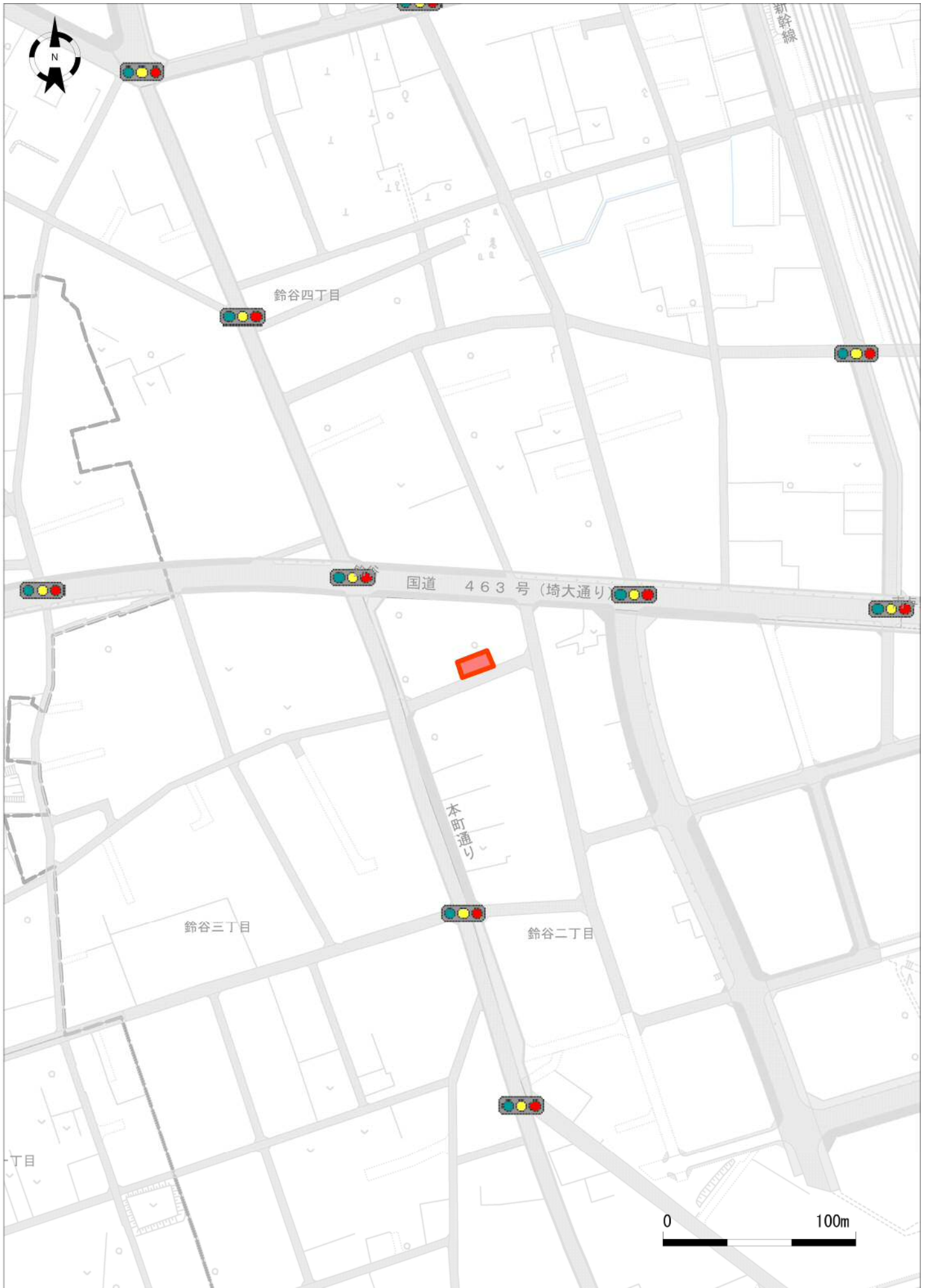
さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第14条の規定に基づき、指定緑地の指定を次のとおり解除したので告示する。

令和2年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地与野14号

- |     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| (1) | 解除年月日 | 令和2年4月15日        |
| (2) | 所在地   | 中央区鈴谷2丁目706番1の一部 |
| (3) | 区域面積  | 356㎡             |
| (4) | 地目    | 畑                |
| (5) | 図面    | 別添のとおり           |



## さいたま市告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浦和パルコ

所在地 さいたま市浦和区東高砂町11番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者氏名 支配人 奈良 利秀

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表者 支配人 荒井 寿夫

（変更後）代表者 支配人 奈良 利秀

(4) 変更の年月日

平成28年4月21日

(5) 変更する理由

設置者の代表者変更のため

### 2 届出年月日

令和2年3月23日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年4月22日から令和2年8月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

令和2年4月22日から令和2年8月24日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944



さいたま市告示第690号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和パルコ

所在地 さいたま浦和区東高砂町11番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者氏名 支配人 奈良 利秀

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
駐輪場（B2階）	1,622台
合計	1,622台

(変更後)

区分	出入口の数
駐輪場（B2階）	1,243台
東高砂町駐輪場	82台
AP東仲町駐輪場第3	193台
AP日の出通り第2駐輪場	116台
合計	1,634台

(4) 変更する年月日

令和2年11月24日

(5) 変更する理由

駐輪場運用変更のため

2 届出年月日

令和2年3月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年4月22日から令和2年8月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年4月22日から令和2年8月24日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第691号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年4月28日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 17日	猫	南区南浦和	雑種	オス	白黒	3～6歳	無	負傷動物
4月 21日	犬	南区根岸	雑種	オス	茶	5～8歳	有	胴輪：水色地に青白 菱形模様・布製

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第692号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

生協大谷自治会

2 変更した事項

(6) 代表者 （省略）

(7) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和2年4月12日

**さいたま市告示第693号**

平成13年9月28日第475号で告示した団体については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

吉野町一丁目自治会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和2年4月12日

**さいたま市告示第694号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

西新井団地自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所 （省略）

(2) 代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和2年4月5日

さいたま市告示第695号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年4月28日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 22日	猫	大宮区三橋	雑種	オス	白茶	2～3 週齢	無	
4月 22日	猫	大宮区三橋	雑種	メス	三毛	2～3 週齢	無	
4月 22日	猫	大宮区三橋	雑種	メス	三毛	2～3 週齢	無	
4月 22日	猫	大宮区三橋	雑種	メス	キジトラ	2～3 週齢	無	
4月 22日	犬	浦和区元町	柴犬	オス	茶	8～12歳	有	首輪：革製赤色 赤黒リード・黒黄ローブ付き

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第696号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都武蔵野市境二丁目2番2号
- (2) 氏名 株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区町谷二丁目14番4、14番7
- (2) 指定の年月日 令和2年4月23日
- (3) 指定の番号 第南20-001号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.99m



**さいたま市告示第697号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

(3) 住所 さいたま市北区宮原町一丁目463番地3

(4) 氏名 株式会社サンシティホーム 代表取締役 小森谷 一男

2 位置指定道路の概要

(2) 道路の位置 さいたま市中央区円阿弥二丁目592番2

(2) 指定の年月日 令和2年4月23日

(3) 指定の番号 第南20-002号

(4) 道路の幅員 4.00m

(5) 道路の延長 27.06m

さいたま市告示第698号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 4月17日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 55台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(3) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/13	東浦和駅	池袋F-77180	A15AH09230		
2020/04/13	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7246511	A17AA96354		
2020/04/14	東浦和駅	埼玉県警10-0078727	H8E88394		
2020/04/16	西浦和駅	埼玉県警20-200202325	GC9K29306		
2020/04/17	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5303293	A15AB35618		
2020/04/17	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8323424	SSD050431		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/13	大宮駅東口	埼玉県警07-7443874	V07F34513		
2020/04/13	大宮駅東口	埼玉県警14-4099483	H4E10676		
2020/04/13	大宮駅東口	埼玉県警18-8468472	T18I02360		
2020/04/13	大宮駅西口	埼玉県警16-6432473	SPL050661		
2020/04/13	北大宮駅	埼玉県警11-1422460	SLD184554		
2020/04/14	大宮駅東口	埼玉県警19-191696875	GC8K03708		
2020/04/14	東大宮駅東口	埼玉県警19-193338550	ZY9L004712		
2020/04/14	新都心駅東口	不明	A18AK53252		
2020/04/15	大宮駅東口	埼玉県警19-193013961	STF034416		
2020/04/15	大宮駅東口	埼玉県警14-4547076	S0I224662		
2020/04/15	大宮駅東口	埼玉県警06-6076487	5H160495		
2020/04/15	大宮駅東口	埼玉県警13-3032350	SMJ028072		
2020/04/15	大宮駅東口	埼玉県警16-6165270	SPK043904		
2020/04/15	大宮駅東口	港北13-0487458	ZP16J21371		
2020/04/15	大宮駅東口	倉敷J38869	H1F04271		
2020/04/15	大宮駅東口	不明	AJ190600693		
2020/04/15	大宮駅東口	埼玉県警16-6141032	C9AF4931		
2020/04/15	東宮原駅	埼玉県警02-2527037	S2G57930		
2020/04/16	東大宮駅東口	埼玉県警15-5509689	SLB65837		
2020/04/17	大宮駅西口	埼玉県警18-8216886	V180400286		
2020/04/17	大宮駅西口	埼玉県警13-3553655	ND3H09481		
2020/04/17	東大宮駅東口	埼玉県警17-7392972	G050501695		
2020/04/17	北大宮駅	不明	TM2C13552		
2020/04/17	北大宮駅	不明	LGB43636		
2020/04/17	大和田駅	埼玉県警18-8131909	AM6NK73437		
2020/04/17	新都心駅東口	埼玉県警15-5302754	VF5A04030		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/13	浦和駅西口	埼玉県警16-6430874	LBF0813		
2020/04/13	北浦和駅西口	埼玉県警19-194256116	F90714317		
2020/04/13	北浦和駅西口	埼玉県警17-7233270	A17AA87183		
2020/04/13	北浦和駅西口	愛知県警15-ナ-23387	F60211570		
2020/04/13	与野本町駅	不明	96A3624		
2020/04/13	与野本町駅	不明	SIC24688		
2020/04/14	与野駅西口	埼玉県警12-2565554	B2F62716		
2020/04/14	北与野駅	不明	AM4NL05460		
2020/04/16	浦和駅西口	埼玉県警14-4316097	CW21100336		
2020/04/16	浦和駅西口	埼玉県警07-7614685	H5K99879		
2020/04/16	浦和駅西口	埼玉県警14-4034611	A14AA31738		
2020/04/16	浦和駅西口	新宿D-61816	B2C77813		
2020/04/16	浦和駅西口	埼玉県警16-6010629	FS5F1790		
2020/04/16	浦和駅西口	埼玉県警15-5198349	VE15A00782		
2020/04/16	北浦和駅東口	埼玉県警03-3587401	92B89225		
2020/04/16	北浦和駅東口	宮城県警02748697	A16AD48246		
2020/04/16	北浦和駅西口	埼玉県警19-191422090	A18AK31219		
2020/04/16	北浦和駅西口	埼玉県警19-190198189	S9WB00318		
2020/04/16	北浦和駅西口	秋田県警A990277	KG2J21222		
2020/04/16	北浦和駅西口	不明	K20190200517		
2020/04/16	与野駅東口	埼玉県警19-194094086	STRKF03757		
2020/04/16	北与野駅	埼玉県警20-201561442	F191080574		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/04/15	岩槻駅	不明	ZP16J20501		

合計: 55台

## さいたま市告示第699号

コンピュータ研修室機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

コンピュータ研修室機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和2年7月1日から令和6年6月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所  
担当 萩原 電話 048(836)1713

(2) 交付期間

告示の日から令和2年5月15日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(3) 交付日時

令和2年5月25日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月8日（月）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所2階第1研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい



たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月8日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所

電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市桜区町谷四丁目160番1、160番2、160番24、160番25、160番26
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和元年9月3日  
第開 - S2019044号
- 4 検査済証番号  
令和2年4月23日  
第完 - S2019044号

さいたま市告示第702号

令和2年さいたま市議会4月臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和2年4月30日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂
- 3 付議事件

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第102号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第3号））

議案第103号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））

議案第104号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第4号））

議案第105号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第106号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第107号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

議案第108号 さいたま市市長等の給与の特例に関する条例の制定について

## さいたま市告示第703号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R2一般県道宗岡さいたま線）その2」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定

めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事

ごとに別に定める。

- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数



さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	02-4465-4	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	道路修繕工事（R2一般県道宗岡さいたま線）その2	
工事場所	さいたま市中央区上峰2丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和2年10月2日まで	
概要	概算数量発注方式による発注 延長310.5m 幅員6.0m～9.3m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）73㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）2190㎡ 基層（再生粗粒度As-20、t=7cm）2190㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1650㎡ 半たわみ性舗装（開粒度As-13、t=5cm、セメントミルク浸透、超速硬型）615㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月12日（火）午前9時から 令和2年5月14日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月15日（金）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月19日（火）午後1時40分	
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外	—

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

	外に提出を要する書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月27日（月）から
	質問受付期間	令和2年4月27日（月）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年5月14日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金	免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。	
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	02-4465-5	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	スマイルロード整備工事（R2市道J384号線）	
工事場所	さいたま市浦和区領家3丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和2年9月30日まで	
概要	概算数量発注方式による発注 延長260.0m 幅員6.9m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）22㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）1820㎡ 基層（再生粗粒度As-20、t=7cm）1820㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1790㎡ 半たわみ性舗装（開粒度As-13、t=5cm、セメントミルク浸透、超速硬型）54㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月12日（火）午前9時から 令和2年5月14日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月15日（金）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月19日（火）午後1時50分	
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月27日（月）から
	質問受付期間	令和2年4月27日（月）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年5月14日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金	免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-4465-10								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R2市道K39号線）								
工事場所	さいたま市緑区原山4丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和2年10月2日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長302.0m 幅員6.0m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）10㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）1800㎡ 基層（再生粗粒度As-20、t=7cm）1800㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1810㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年5月12日（火）午前9時から 令和2年5月14日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年5月15日（金）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月19日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月27日（月）から							
	質問受付期間	令和2年4月27日（月）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年5月14日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

## さいたま市告示第704号

さいたま市の発注する「高台堀排水路詳細設計業務（北河R2）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	02-4368-5	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	高台堀排水路詳細設計業務（北河R2）	
業務場所	さいたま市岩槻区大字掛地内外	
履行期間	契約確定の日から令和3年1月29日まで	
概要	管路施設実施設計業務（新設・詳細設計）0.48km 測量（現地測量・路線測量）一式	
予定価格（税込）	11,671,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月12日（火）午前9時から 令和2年5月14日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月15日（金）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月19日（火）午後2時10分	
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／河川 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録があること。
	業務実績等	－
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月27日（月）から						
	質問受付期間	令和2年4月27日（月）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年5月14日（木）						
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他		設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231						
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号		02-4368-6						
入札方法		一般競争入札（電子）						
参加形態		単体企業						
業務名		馬込2号排水路詳細設計業務（北河R2）						
業務場所		さいたま市岩槻区大字馬込地内						
履行期間		契約確定の日から令和3年1月29日まで						
概要		管路施設実施設計業務（新設・詳細設計）0.66km 測量（現地測量・路線測量）一式						
予定価格（税込）		13,618,000円						
最低制限価格		設定する						
参加申請受付期間		令和2年5月12日（火）午前9時から 令和2年5月14日（木）午後5時まで						
入札書提出期間		令和2年5月15日（金）午前9時から 令和2年5月18日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年5月19日（火）午後2時20分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／河川 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。						
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録があること。						
	業務実績等	－						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年4月27日（月）から						
	質問受付期間	令和2年4月27日（月）午前9時から 令和2年5月11日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年5月14日（木）						
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他		設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課						



さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

	電話 048-646-3231
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

## さいたま市告示第705号

さいたま市インターネット市民意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市インターネット市民意識調査業務

#### (2) 履行場所

さいたま市市長公室広聴課外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は「世論調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間、国又は地方公共団体と同種の調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を2件以上有し、かつ、国、地方公共団体又は民間企業を問わず、Web法のアンケート調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p071596.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和2年5月15日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広聴課

(4) 提出方法

郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年5月21日（木）を目途に郵送する。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年5月26日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月28日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(825)0665

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広聴課

電話 048(829)1931 FAX 048(825)0665

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第706号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市見沼区片柳一丁目36番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
越谷市北越谷二丁目30番17号-603  
有限会社 中村建材工業 代表取締役 中村 秀治
- 3 許可番号  
令和元年12月23日  
第開-N2019125号
- 4 検査済証番号  
令和2年4月24日  
第完-N2019125号

**さいたま市告示第707号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字中川字寺前520番1、大字上山口新田字川口297番4（第1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年11月21日

第開-N2019111号

4 検査済証番号

令和2年4月24日

第完1N2019111号

## さいたま市告示第708号

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市SNSを活用した相談窓口業務

#### (2) 履行場所

委託者と受託者が協議の上決定する。

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和2年6月11日から令和3年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「受付案内」又は業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年1月1日から令和2年3月31日までの間に、国又は地方公共団体と、子どもの悩みに関するSNSを活用した相談にかかる業務契約を2回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定及び情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室

担当 管理運営係 電話 048（711）5479

(2) 交付期間

告示の日から令和2年5月15日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月25日（月）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月3日（水）午前9時15分



イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月3日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(4) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課  
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10  
さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室  
電話 048(711)5479 FAX 048(711)5672

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室及びホームページに

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

おいて閲覧できる。 <https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第709号

防火服一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

防火服一式 92式

(2) 納入場所

さいたま市西区西大宮3-48 さいたま市西消防署外

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和3年2月26日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和2年5月14日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月21日（木）及び令和2年5月22日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月8日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月8日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181   FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局総務部消防企画課  
電話 048（833）7938   FAX 048（833）7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第710号

ガス回転釜外4件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

- ア ガス回転釜 39台
- イ 食器消毒保管庫 14台
- ウ 食器食缶洗浄機 5台
- エ 真空冷却機 6台
- オ スチームコンベクションオーブン 5台

#### (2) 納入場所

- |   |          |                   |                |
|---|----------|-------------------|----------------|
| ア | 1(1)アの物品 | さいたま市浦和区岸町4-1-29  | さいたま市立高砂小学校外7校 |
| イ | 1(1)イの物品 | さいたま市浦和区領家4-1-9-4 | さいたま市立木崎小学校外4校 |
| ウ | 1(1)ウの物品 | さいたま市浦和区常盤9-30-9  | さいたま市立常盤小学校外4校 |
| エ | 1(1)エの物品 | さいたま市緑区東浦和6-1-2-3 | さいたま市立大牧小学校外5校 |
| オ | 1(1)オの物品 | さいたま市桜区田島10-1-2-1 | さいたま市立田島小学校外4校 |

#### (3) 特質等

入札説明書のとおり

#### (4) 納入期限

令和3年1月29日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「一般機器」内の「住宅設備機器」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係　電話　048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和2年5月19日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年5月27日（水）及び令和2年5月28日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載さ

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

れた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの物品 令和2年6月8日（月）午後2時15分
- (イ) 1(1)イの物品 令和2年6月8日（月）午後2時30分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和2年6月8日（月）午後2時45分
- (エ) 1(1)エの物品 令和2年6月8日（月）午後3時00分
- (オ) 1(1)オの物品 令和2年6月8日（月）午後3時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月8日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課  
電話 048(829)1680 FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要



(3) 議決の可否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第711号

さいたま市北部地域令和2年国勢調査調査書類・用品仕分け梱包配送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市北部地域令和2年国勢調査調査書類・用品仕分け梱包配送等業務

#### (2) 履行場所

業務受託者が確保する倉庫外

#### (3) 業務概要

さいたま市、埼玉県又は国から送達されるさいたま市西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区分の令和2年国勢調査調査書類・用品を業務受託者が確保する倉庫に受入れ、調査用品の確認、保管、仕分け、梱包、配送等を行う業務

#### (4) 履行期間

令和2年6月8日から令和2年10月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」又は「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p071812.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和2年5月14日（木）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年5月14日（木）まで

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部  
統計情報担当

(4) 提出方法

郵送。一般書留又は簡易書留にて受付期間内必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和2年5月21日（木）を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部  
電話 048(829)1064   FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部情報政策部  
電話 048(829)1119   FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第712号

さいたま市南部地域令和2年国勢調査調査書類・用品仕分け梱包配送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市南部地域令和2年国勢調査調査書類・用品仕分け梱包配送等業務

#### (2) 履行場所

業務受託者が確保する倉庫外

#### (3) 業務概要

さいたま市、埼玉県又は国から送達されるさいたま市中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区分の令和2年国勢調査調査書類・用品を業務受託者が確保する倉庫に受入れ、調査用品の確認、保管、仕分け、梱包、配送等を行う業務

#### (4) 履行期間

令和2年6月8日から令和2年10月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」又は「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p071817.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から令和2年5月14日（木）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和2年5月14日（木）まで

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部  
統計情報担当

(4) 提出方法

郵送。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により受付期間内必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年5月21日（木）を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）午後2時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月27日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部  
電話 048(829)1064   FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部情報政策部  
電話 048(829)1119   FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第713号

さいたま市地方公会計システム再構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市地方公会計システム再構築業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

#### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月12日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に「電算」業務の資格で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

担当 企画係 電話 048（829）1154

#### (2) 交付期間

告示の日から令和2年5月11日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ



いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和2年5月29日（金）までに交付するものとする。

(3) その他

4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付したものを提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月5日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所3階 財政課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月5日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048(829)1154 FAX 048(829)1974

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部財政課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市緑区芝原一丁目12番6、12番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
栃木県宇都宮市大通り4丁目3番18号  
グランディハウス株式会社 代表取締役 林 裕朗
- 3 許可番号  
令和元年11月28日  
第開 - S2019063号
- 4 検査済証番号  
令和2年4月24日  
第完 - S2019063号

**さいたま市告示第715号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市南区曲本一丁目411番3、411番4、414番1、414番2、414番3、1654番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和2年3月31日  
第 変 - S 2 0 1 9 0 4 6 号
- 4 検査済証番号  
令和2年4月24日  
第 完 - S 2 0 1 9 0 4 6 号

さいたま市告示第716号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字徳力字東686番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 元年11月27日

第開 - N2019116号

4 検査済証番号

令和 2年 4月24日

第完 - N2019116号

## さいたま市告示第717号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務

#### (2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町6-1-1

#### (3) 業務概要

人形のまち岩槻で、地域資源である人形文化の振興を図るための拠点施設として岩槻人形博物館が令和2年2月22日に開館した。さいたま市内外の顕在的・潜在的利用者に魅力を訴求し、岩槻人形博物館への来館を促進することを目的として、本広報・プロモーション業務を行う。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は11,440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「製作等」の受注希望業務「映画・ビデオ・写真等」及び「デザイン」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間

がない者であること。

### 3 企画提案に係る実施要項等の交付

#### (1) 交付方法

ア さいたま市岩槻区本町6-1-1 さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館  
担当 清水 電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/004/005/002/002/005/p064441.html>

#### (2) 交付期間

本招請日から令和2年5月15日（金）午後4時まで(2)（3(1)アにおいては、さいたま市の休日

日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

### 4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

#### (1) 受付期間

本招請日から令和2年5月8日（金）午後4時まで

#### (2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレスは、8に問い合わせること。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

#### (3) 質問に対する回答予定日

令和2年5月13日（水）までに行う。

#### (4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、随時質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/004/005/002/002/005/p064441.html>

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

ア 参加意思表明書（1部）

イ 企画提案書（9部）

ウ 見積書（9部）

#### (2) 提出期間

本招請日から令和2年5月15日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

#### (3) 提出場所

3(1)アに同じ

#### (4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出すること。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさない者または満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、「さいたま市情報公開条例」に基づき開示する場合がある。
- (5) 詳細は、実施要項による。

8 連絡先

さいたま市岩槻区本町6-1-1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

電話 048(749)0223

FAX 048(749)0225



**さいたま市告示第718号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称  
中野林南区自治会
- 2 変更した事項  
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日  
令和2年4月5日

**さいたま市告示第719号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称  
西遊馬本村自治会
- 2 変更した事項  
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日  
令和2年4月18日

**さいたま市告示第720号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田141番5、142番4、143番4、144番4、  
145番5、147番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年5月29日

第開-N2019005号

4 検査済証番号

令和2年 4月27日

第完-N2019005号

さいたま市告示第721号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字片柳字南台214番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年11月18日

第開-N2019109号

4 検査済証番号

令和2年 4月27日

第完-N2019109号

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第722号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

**さいたま市告示第723号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (3) 住所 さいたま市北区宮原町一丁目463番地3
- (4) 氏名 株式会社サンシティホーム 代表取締役 小森谷 一男

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋六丁目1647番7
- (2) 指定の年月日 令和2年4月27日
- (3) 指定の番号 第北20-004号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 31.19m

**さいたま市告示第724号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称（氏名）	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人 博友会 友愛みぬまクリニック	さいたま市見沼区南中丸623-2	医療法人 博友会	R02.03.02
SKYファミリークリニック	さいたま市緑区東大門3-19-1 BaumRoomけやき店舗1階102	杉山 昂	R02.04.01
ともクリニック	さいたま市緑区美園3-10-13 DKK5ビル2階202号	藤本 将友	R02.04.01
白いくま歯科	さいたま市南区南浦和2-44-7 BEIS南浦和ビル1階	藤 沙織	R02.04.07
医療法人社団 彩明会 さいたま口腔リハビリテーション歯科クリニック	さいたま市大宮区天沼町2-759 さいたまメディカルタウン2階C	医療法人社団 彩明会	R02.04.01
アウル訪問看護ステーション大宮	さいたま市大宮区土手町3-244-2 大野ハイツ201号	株式会社ケアラボ	R02.03.01
三和薬局	さいたま市浦和区仲町2-9-17	株式会社 三和メディカル	R02.03.01
セキ薬局 白鍬店	さいたま市桜区白鍬752	株式会社 セキ薬品	R02.04.01
クスリのアオキ浦和美園薬局	さいたま市岩槻区美園東1-8-9	株式会社クスリのアオキ	R02.04.01
くすの木薬局 美園店	さいたま市緑区美園3-10-13	有限会社 ケアブレーン	R02.04.01



**さいたま市告示第725号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
谷医院	さいたま市北区宮原町 3-5-77	R02.03.31
医療法人 博友会 友愛中川クリニック	さいたま市見沼区中川 2-4-1-5	R02.03.01
かせ薬局	さいたま市桜区大字塚本 1-7-1	R02.04.03
ハルビ薬局	さいたま市北区宮原町 3-5-70 メゾン・ド・レイ 1F	R02.03.31

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第726号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	指定年月日
三野輪 正之	-	みのわ接骨院	さいたま市西区指扇3623 ステーションK1F	R02.03.10
齊藤 由花	-	KEiROW上尾ステーション	上尾市原新町19-1 1F	R02.03.10
齊藤 由花	-	KEiROW上尾ステーション	上尾市原新町19-1 1F	R02.03.10

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第727号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
秋元 誠吾	施術所所在地	さいたま市中央区鈴谷 2-794 ミオ浦和 307	さいたま市中央区鈴谷 2-794 M i o x 南与野 301	R02.02.01
吉田 恵理	施術所名称	ハートフル鍼灸マッサージ院	ハートフル鍼灸マッサージ院 久喜	H30.05.01
吉田 恵理	施術所所在地	さいたま市桜区西堀 8-14-2 2F	久喜市吉羽 1-12-3 ドミールヒロ 102	H30.05.01
吉田 恵理	施術所名称	ハートフル鍼灸マッサージ院 久喜	ハートフル鍼灸マッサージ院 松戸	R02.03.01
吉田 恵理	施術所所在地	久喜市吉羽 1-12-3 ドミールヒロ 102	松戸市六実 3-8-1 日の出マンション 301	R02.03.01

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第728号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（新規）

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホーム夢眠さくら	さいたま市桜区町谷2-7-18	社会福祉法人 錦江舎	介護老人福祉施設	R02.03.23



さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第729号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
訪問介護事業所あさがお清河寺	名称変更	訪問介護事業所あさがお宮原	訪問介護事業所あさがお清河寺	訪問介護	R02.04.01
訪問介護事業所あさがお清河寺	名称変更	訪問介護事業所あさがお宮原	訪問介護事業所あさがお清河寺	介護予防訪問介護	R02.04.01
訪問介護事業所あさがお清河寺	所在地変更	さいたま市北区宮原町1-530	さいたま市西区内野本郷1004 モルゲンハイム103号室	訪問介護	R02.04.01
訪問介護事業所あさがお清河寺	所在地変更	さいたま市北区宮原町1-530	さいたま市西区内野本郷1004 モルゲンハイム103号室	介護予防訪問介護	R02.04.01
居宅介護支援事業所あさがお清河寺	名称変更	あさがお清河寺	居宅介護支援事業所あさがお清河寺	居宅介護支援	R02.04.01
居宅介護支援事業所あさがお清河寺	所在地変更	さいたま市西区内野本郷477-1	さいたま市西区内野本郷1004 モルゲンハイム103号室	居宅介護支援	R02.04.01

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

**さいたま市告示第730号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社 ハート・ネット	さいたま市緑区中尾 3 1 2 2	福祉用具貸与	R02.03.11
有限会社 ハート・ネット	さいたま市緑区中尾 3 1 2 2	介護予防福祉用具貸与	R02.03.11
有限会社 ハート・ネット	さいたま市緑区中尾 3 1 2 2	特定福祉用具販売	R02.03.11
有限会社 ハート・ネット	さいたま市緑区中尾 3 1 2 2	特定介護予防福祉用具販売	R02.03.11
かせ薬局	さいたま市桜区塚本 1 7 1	居宅療養管理指導	R02.04.03
ハルビ薬局	さいたま市北区宮原町 3 - 5 7 0	居宅療養管理指導	R02.03.31
ハルビ薬局	さいたま市北区宮原町 3 - 5 7 0	介護予防居宅療養管理指導	R02.03.31

## さいたま市告示第731号

さいたま市PCB使用安定器掘り起しフォローアップ調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市PCB使用安定器掘り起しフォローアップ調査業務

#### (2) 履行場所

さいたま市内

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月29日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

に登載されている者であること。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

#### (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

#### (4) 過去2年（平成30年度・令和元年度(平成31年度)）に国又は地方自治体と4,000件以上の現地訪問調査を含むPCB使用安定器の保有状況調査の業務契約を2件以上締結し、かつ、これらを誠実に履行していること。

#### (5) 情報セキュリティマネジメントシステム認証又はプライバシーマーク認証のいずれかを取得していること。

#### (6) 特別管理産業廃棄物管理責任者となれる資格を有した者を責任者又は従事者として配置できること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付方法  
さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p064515.html>
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和2年5月11日（月）午後4時まで
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 申請方法  
持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。））
  - (2) 申請場所  
（持参の場合）さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 地下1階  
（郵送の場合）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 指導係
  - (3) 申請期間  
告示の日から令和2年5月11日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）  
※郵送の場合は必着
  - (4) 申請書類  
ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 地下1階  
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 指導係
  - (2) 交付日時  
令和2年5月15日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月20日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月20日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所7階

さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 環境推進係

電話 048(829)1337 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館地下1階

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 指導係

電話 048(829)1607 FAX 048(829)1933

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

さいたま市告示一覧（令和2年4月16日から同月30日まで）

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。



**さいたま市告示第732号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 さいたま都市計画地区計画

(2) 名称、位置及び区域

ア 宮原団地地区

名称 宮原団地地区地区計画

位置 さいたま市北区吉野町2丁目及び宮原町4丁目の各一部

区域 約6.5ha

イ 大宮南銀座地区

名称 大宮南銀座地区地区計画

位置 さいたま市大宮区仲町1丁目の一部

区域 約0.9ha

ウ 大宮駅西口第四地区

名称 大宮駅西口第四地区地区計画

位置 さいたま市大宮区桜木町1丁目及び錦町の各一部

区域 約9.2ha

2 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区木崎二丁目37番1、37番14、37番15、37番17、37番18、37番19、37番20、37番21、37番22、37番23、37番24、37番25

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年4月13日

第 変 - S 2 0 1 9 0 7 9 号

4 検査済証番号

令和2年4月28日

第 完 - S 2 0 1 9 0 7 9 号

さいたま市告示第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字高木字根貝戸232番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

（省略）

3 許可番号

令和元年11月 5日

第開 - N2019103号

4 検査済証番号

令和2年 4月28日

第完 - N2019103号